

第35回柏市農業委員会総会議事録

1 令和3年6月9日(水)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所別館4階第5会議室 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1 番	坂 卷 洋 行	2 番	飯 野 文 夫
3 番	飯 塚 恒 男	4 番	岡 田 英 夫
5 番	大 宮 茂 男	6 番	染 谷 茂
7 番	山 崎 明 久	8 番	成 嶋 君 美
9 番	石 井 マサ子	10 番	金 子 幸 司
11 番	酒 卷 寿 雄	12 番	谷 田 貝 和 代
13 番	遠 藤 秀 生	14 番	程 田 平
15 番	橋 本 英 介	16 番	村 越 等

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

25 番	富 澤 英 三	26 番	友 野 博 之
31 番	秋 谷 昌 治		

15名中3名出席 欠員1名

4 欠席した委員は次のとおりである。

17 番	栗 原 豊	18 番	砂 川 晴 彦
19 番	木 村 寿	21 番	坂 卷 儀 治
22 番	関 根 勝 敏	23 番	浜 島 照 雄
24 番	小 川 克 己	27 番	増 田 直 晴
28 番	染 谷 茂 幸	29 番	山 野 辺 守
30 番	石 井 一 美		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長	寺 嶋 浩
次 長	杉 浦 清
副主幹	原 田 圭 介
副主幹	安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 競売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】（許可時の同意を含む）
- 議案第 5号 競売買受適格証明願に対する県への意見の送付について【農地法第5条要件】（許可時の同意を含む）
- 議案第 6号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 廃土事業（公共事業施行）届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (6) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第35回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中16名、推進委員15名中3名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1，議事録署名委員を選任したいと思います、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

橋本英介委員，村越 等委員，よろしく願いいたします。

議長 次に、日程 2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は第 3 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、坂巻洋行委員長，よろしく願いいたします。

坂巻洋行委員長 農地第 3 調査会は、去る 6 月 2 日，3 日，令和 3 年度第 3 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 2 件，第 4 条 2 件，第 5 条 6 件，競売買受適格証明 3 条要件 1 件，競売買受適格証明 5 条要件 3 件，非農地証明 1 件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和 3 年 2 月に開催された第 3 1 回総会の議案第 2 号から 3 号の 9 件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と一体として耕作する為、譲渡人は●●により農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、片山の畑 1 筆 9 0 0 m²で、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 3 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、●●する為、譲渡人は●●により●●したいため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、高柳の畑1筆148㎡で、●●、●●、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

村越委員 村越です。

資料に隣接地と一体の記載がありますが、隣接地というのはどこでしょうか。

坂巻洋行委員長 6ページの左の図では、四角の土地表示になっていますが、譲渡人の土地は右の図のとおり三角地で、残りの半分は今回の譲受人が所有している土地です。

村越委員 それで四角になっているということですね。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

貸駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は、豊四季の畑1筆694㎡です。

鉄道駅からおおむね1kmを超えない区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

●●業を営む法人が、●●により、現在使用している駐車場が手狭となり、新たな駐車場を探しているため、貸駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、乗用車●●台を収容する予定で、申請地内はアスファルト舗装とし、出入口を除いた申請地周辺は砂利敷きとするものです。

被害防除対策につきましては，雨水は自然浸透。出入口及び申請者所有地である隣接地を除いた周囲は，既設のブロック塀により土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

村越委員 村越です。

事業資金が，だいぶかかるみたいですが，回収は大丈夫なんですか。

議長 事業資金の回収ができるのかということですか。

村越委員 はい，そうです。

坂巻洋行委員長 多分できると思います。

議長 事務局，何か資料はありますか。

事務局 資料には，賃借料等の分かるものは付けておりません。

大宮委員 よろしいですか。

議長 どうぞ。

大宮委員 大宮です。ブロック塀●●センチ，●●センチとありますが，隣地との高低差があるんですか。

坂巻洋行委員長 既設ブロックで，3方向囲まれており，多少高いところと低いところがありました。

大宮委員 3方向，この●●センチと●●センチのブロック塀で囲うより，安全上，若干素通しがあったほうがいいのではないかと思いましたが。

議長 これは，申請者がブロックでということなので，よろしいですか。

そのほかございませんか。

事務局 事務局からよろしいですか。

議長 どうぞ

事務局 先ほど，事業費に対して資金回収できるのかというご質問についてでございますが，特に申請書の中で，賃借料等の記載は必要とされていないため，はっきりお答えはできませんが，基本的に事業として成り立たない形ではやらないと思いますし，自己資金でやるということですので，見込みのある事業として，その点については大丈夫であろうと思います。

議長 ありがとうございます。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので，1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

貸資材置場用地への転用許可申請であります。

申請地は、布施の畑1筆776㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請者が営む●●が、●●により、現在使用している資材置場が手狭となり、新たな施設が必要となったため、貸資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、乗用車●●台、普通トラック●●台、軽トラック●●台、ユンボ●●台、ブルドーザー●●台、●●ほか●●工事資材を収容する予定で、申請地内は砂利敷きとするものです。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。出入口を除いた周囲は、小堰堤及び単管パイプとトラロープにより土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

村越委員 村越です。

入口までの道路ですが、資材の搬入等、車両の通行は、問題ないで

すか。

坂巻洋行委員長 見た限り，大丈夫です。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，2番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。
1番について調査結果の報告を，坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は15ページからになります。
本件は，使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。
申請地は，藤ヶ谷新田の畑1筆の一部497.57㎡です。

市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，●●に伴い，現在の居宅が手狭となり，申請地に隣接する，譲渡人の所有地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

計画内容は，●●建て，建築面積●●㎡，延床面積●●㎡，●●台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策については，雨水は雨水浸透枡で宅内処理の上，自然浸透。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後，宅内処理とします。周囲は土留めを設け，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を，坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は19ページからになります。

本件は，売買による権利設定を伴う駐車場兼資材置場用地への転用

許可申請です。

申請地は、片山の畑1筆1, 021㎡です。

概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しましたが、既存施設の拡張で、拡張面積が既存面積の2分の1を超えない為、許可の例外と認めるものです。

譲受人は、●●の●●業を営む法人で、●●に伴い、資材置場が手狭となったため、既存の資材置場に隣接する申請地へ、新たに駐車場兼資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、運搬用車両●●台、従業員車両●●台のほか、資材として●●を収容する予定で、敷地内は砂利敷とし、出入口部分のみコンクリート打ちとするものです。土砂等の搬出入は、ありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲はコンクリートブロック及びネットフェンスで囲い、土砂等の流出を防止します。

以上の通り、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

成嶋委員 成嶋です。

事務局にお伺いしますが、許可例外で、既存施設の拡張面積が既存面積の2分の1以下であれば施設規模がいくら大きくても、大丈夫ということですか。

事務局 そうですね。

成嶋委員 仮に5反あれば、2反5畝以下だったら大丈夫ということですか。

事務局 そうですね。一応、2分の1以下という規定で、上限は設けられていないと思います。

成嶋委員 大きい面積の既存施設を持っていて、その2分の1以下だったら、第1種農地でも大丈夫ですか。

事務局 可能性はあります。

第1種農地は、委員の皆様ご存知のとおり、原則できませんが、基本的に2分の1以下であれば、県の方もその可能性については、前向きに検討させていただくとのことご意見を頂いております。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

酒巻委員 酒巻です。

その既存施設というのは、この道路を挟んだ反対側の場所ですか。

それから、この●●というのは、具体的にどのようなものでしょうか。

坂巻洋行委員長 道路を挟んだ反対側が事業所です。

橋本委員 ●●は●●で●●となった●●です。

酒巻委員 今回の申請地は、資材置場となっていますが、屋外ということですか。

橋本委員 既存施設にも、屋外に置かれているものがありますから、倉庫を建てる予定はないと思います。

酒巻委員 わかりました。

村越委員 従業員は，何人ぐらい，いるんでしょうか。

事務局 事務局です。

従業員数までは把握しておりませんが，現地の様子を見ますと，会社敷地内には，従業員等の車両が多く駐車されています。

倉庫以外のスペースがほとんど車両で埋め尽くされているので，従業員の駐車場を，今回の申請地の方に移動し，既存の施設を●●置場としていくのではないかと思います。

以上です。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を，坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は，使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は，大青田の畑2筆331㎡です。

2種類以上の水管等が埋設された道路の沿道で，500m以内に公共施設が2つ以上ある農地であることから，第3種農地と判断しました。

譲受人は，●●に伴い，現在の居宅が手狭となり，申請地に隣接する，譲渡人の所有地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、●●建ての、建築面積●●㎡、延床面積●●㎡で、申請地内は砂利敷きとします。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透枳で宅内処理の上、オーバーフロー分は既設側溝へ放流。汚水・雑排水は合併浄化槽で宅内処理の上、既設側溝へ放流します。周囲は、ブロックにより土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は27ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、大青田の畑1筆235㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●に伴い、現在の居宅が手狭となり、申請地に隣接する、譲渡人の所有地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、●●建て、建築面積●●㎡、延床面積●●㎡を計画しています。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透枡で宅内処理の上、オーバーフロー分は自然浸透。汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、蒸発散槽にて宅内処理します。周囲は、ブロック及び小堤を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は31ページからになります。

本件は、売買による権利設定を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑1筆735㎡です。

概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しましたが、既存施設の拡張で、拡張面積が既存面積の2分の1を超えない為、許可の例外と認めるものです。

譲受人は、●●業を営む法人で、●●に伴い、従業員用及び来客用駐車場が不足しているため、既存の施設に隣接する申請地へ、新たに駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、従業員車両●●台、来客車両●●台を収容する予定で、敷地内は砂利敷きとし、出入口部分のみアスファルト舗装するものです。土砂等の搬出入は、ありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は築堤及び丸木トラロープで囲い、土砂等の流出を防止します。

以上の通り、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

飯野委員 飯野です。

既存施設の駐車場は、どのぐらいの台数が止められたんですか。

橋本委員 資材置場の中まで止めていますが、従業員用や工事車両等、会社全体で●●台以上はあると思います。

飯野委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は35ページからになります。

本件は、賃貸借権の設定による自動車ストックヤード用地への転用許可申請です。

申請地は、塚崎の畑1筆4、161㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●に本社を置く●●業を営む法人で、同社の●●に隣接する申請地へ、●●に伴い、手狭となったストックヤードを増設する計画に至ったものです。賃借期間は●●年です。

計画では、●●する車両●●台を収容する予定で、場内は再生砕石敷の上、浸透アスファルト舗装とし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は集水枿を設置し、オーバーフロー分は既設の側溝へ放流し、周囲はネットフェンスの他、一部コンクリートパネル土留及びコンクリート擁壁を設け、土砂等の流出を防止します。

以上の通り、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、6番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「競売買受適格証明書の交付について」農地法第3条要件、許可時の同意を含む、を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は39ページからになります。

本件は、●●による農地の競売に参加したいため、競売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日まで、物件の農地は、●●の畑●●㎡です。

申請者は●●在住の方で、●●内に●●㎡、●●㎡の●●を所有し、申請地には梅を栽培する計画です。

農業経営の実態につきましては、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対して、落札した際は本申請で許可を得て、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

酒巻委員 酒巻です。

この譲受人の方の年齢と、現地まで通うのは大変ではないですか。

坂巻洋行委員長 年齢は●●歳で、自宅からは約●●分ぐらいかかるそうですが、問題ないということでした。

酒巻委員 わかりました。

成嶋委員 成嶋です。

予定作物は●●ですけれども、現在は何を作られていますか。

坂巻洋行委員長 ●●はわずかで、●●をメインでやっています。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

岡田委員 岡田です。

年齢●●歳ということですが、これから耕作して、今後の管理のほうは大丈夫でしょうか。

坂巻委員 ●●歳になる●●さんがいるそうなので、いずれ一緒に手
伝うことになると思います。

岡田委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第4号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「競売買受適格証明願に対する県への意見の送付につい
て」農地法第5条要件，許可時の同意を含む，を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたしま
す。

坂巻洋行委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は41ページからになります。

本件は、●●で●●を営む法人が、●●による農地の競売に参加し
たいため、競売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は令和●●年●●月●●日から●●月●●日まで、物件の農地は、●●の畑●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請人は、●●により●●の既存の資材置場から移動することとなり、代替地が必要になったことから、●●の新事務所からの利便性のよい申請地において、資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、●●等の商品置場、●●・●●などの●●展示スペース、来場者用駐車場、関係者駐車場、商談及び休憩スペースを整備するもので、場内は整地・転圧処理とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。

周囲は、杭及びトラロープによる囲いと併せて矢板を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対し、落札した際は本申請で許可を得て、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

酒巻委員 酒巻です。

防犯対策は、何か施しているのでしょうか。

坂巻洋行委員長 防犯対策等については、特に確認していません。

酒巻委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は45ページからになります。

本件は、●●で●●・●●を営む法人が、●●による農地の競売に参加したいため、競売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は令和●●年●●月●●日から●●月●●日まで、物件の農地は、●●の畑●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請人は、●●に伴い、現在使用している資材置場が手狭となり、新たな施設が必要となったため、業務受注エリアへの利便性の高い申請地に資材置場兼車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、2tダンプ●●台、バックホー●●台、乗用車●●台、●●等の資材、●●等の仮設材を収容する予定で、申請地内は砕石敷きとするものです。

被害防除対策につきましては、雨水は雨水浸透柵を設置し、オーバーフロー分は自然浸透。出入口を除いた周囲は、単管柵と併せて安全鋼板を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対し、落札した際は本申請で許可を得て、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、3番についてご報告いたします。

調査会資料は49ページからになります。

本件は、●●で●●・●●を営む法人が、●●による農地の競売に参加したいため、競売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は令和●年●月●日から●月●日まで、物件の農地は、●●の畑●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請人は、●●に伴い、現在使用している資材置場が手狭となり、新たな施設が必要となったため、業務受注エリアへの利便性の高い申請地に資材置場兼車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、2tダンプ●●台、バックホー●●台、乗用車●●台、●●等の資材、●●等の仮設材を収容する予定で、申請地内は碎石敷きとするものです。

被害防除対策につきましては、雨水は雨水浸透柵を設置し、オーバーフロー分は自然浸透。出入口を除いた周囲は、単管柵と併せて安全鋼板を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について

て審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対し、落札した際は本申請で許可を得て、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

山崎委員 この物件は、持分●●づつということで、所有者●●人による競売物件だと思うんですけども、この場合、落札したとしても、ほかに土地所有権のある人がいる場合、計画は実行できるのでしょうか。

事務局 事務局です。

山崎委員のおっしゃるとおり、共有名義の記載がございます。

したがって、入札に参加しようとする場合には、共有名義であることを承知した上で、入札に参加することになります。

落札後は、それ以外の権利者との協議が成立した場合、計画を実行することができるようになると思います。

いずれにしましても、事前にそういったリスクも承知の上で、計画の立案、入札への参加をするということでございます。

以上です。

山崎委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

成嶋委員 成嶋です。

●●さんが、山高野の物件と藤ヶ谷の物件に参加していますが、両方取る場合というのはあるんですか。

坂巻洋行委員長 両方とも使いたいそうです。

成嶋委員 そうですか，わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，3番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1番について調査結果の報告を，坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は53ページからになります。

本件は，宅地へ地目変更登記する為の，農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は，布施の畑1筆244.83㎡で，現況は宅地です。

申請者は、昭和●●年●●月、●●により所有権を取得しましたが昭和●●年●●月頃から宅地の敷地として使用していたとのことです。

平成●●年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上雑種地として利用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が弁天下の田3筆、合計面積7,683㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第2番は、●●に在住の農業者が鷲野谷の畑2筆、泉の畑1筆、合計面積2,510㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が布瀬の田1筆、面積323㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第7号が終了しましたので、農政課の方は退席されて

結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議はすべて終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思いません。

次回7月の予定を申し上げます。

7月5日月曜、7月6日火曜が調査会で、7月5日は午前9時から、7月6日は午後1時から、別館第5会議室でございます。

担当は、農地第4調査会です。

7月9日金曜が総会で、午後2時から沼南庁舎5階、大会議室でございます。

これをもちまして、第35回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)